

第7章 災害による被害発生予想区域

渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会は、当該市町村の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、市町村及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。